

生成 AI サービスの適正な業務利用に向けて — 東弁ガイドラインと事業者照会を踏まえて —

弁護士業務改革委員会 委員 杉谷 真 (70 期)

1 はじめに

弁護士業務における生成 AI サービスの活用が広がる一方、弁護士は依頼者情報等の機微情報を取り扱うため、信頼性のある生成 AI サービスを選定し、適切な設定の下で利用することが求められる。そこで、当会では利用ガイドラインを策定するとともに、主要な生成 AI 事業者への照会を実施した。本稿では、事業者の回答を一つの実例として取り上げ、生成 AI サービスの選定に関する考え方を紹介する。

2 当会の生成 AI ガイドライン

当会では、弁護士業務改革委員会・第2部会（新業務研究部会。以下「2部会」という）が中心となり、弁護士業務における生成 AI サービスの業務利用に関する留意点を整理した「弁護士業務における生成 AI サービスの適正利用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）を取りまとめ、2025年3月27日に施行した（制定報告：2025年4月21日付東弁2025秘第16号）*1

本ガイドラインは、生成 AI サービスの円滑かつ適正な利用を促すことを目的とする会員向けの推奨事項であり、遵守を義務付けるものでも、綱紀又は懲戒の直接的な基準とすることを想定するものでもない。

弁護士が生成 AI サービスを業務に用いるにあたっては、上述のとおり、機微情報を取り扱う特性上、信頼できるサービスを選定することが出発点となる*2。

そこで、本ガイドラインでは、信頼性のある生成 AI サービスの選定基準を、後記3の表の左欄のとおり、5つの要件に整理した（本ガイドライン2(1)）。本稿では、この選定基準に焦点を当てる。

3 事業者照会及びMS社の回答

当会は、2部会が中心となり、本ガイドラインの運用に資する情報を得るため、2025年9月、本邦において汎用型の生成 AI サービスを提供する主要事業者を対象に、入出力データの取扱い、データの利用・保存、セキュリティ対策体制、データ処理の方法等に関する照会を実施した。

本稿では、会員への有意義な情報提供の観点から、当該照会に対して得られた回答のうち、内容が最も具体的かつ明確であった日本マイクロソフト株式会社（以下「MS社」という）の回答を取り上げる。なお、これは回答内容に基づく編集上の判断であり、特定企業を恣意的に選定したものではない。

本稿で対象とするのは、MS社の提供する生成 AI サービスのうち、Microsoft 365（Word、Outlook等）に組み込まれ、弁護士業務でも日常的な使用が想定される「Microsoft 365 Copilot」（以下「本サービス」という）である。Microsoft 365 Copilotには複数のプランが存在し、プランによって契約条件、データの取扱い、管理者による設定可能範囲等が異なり得るところ、ここでいう「本サービス」とは、Copilotプラン*3のうち、「一般法人向けプラン」及び「大企業

*1：生成 AI の利活用に関しては、日本弁護士連合会 AI 戦略ワーキンググループが、2025年9月に会内資料「弁護士業務における生成 AI の利活用等に関する注意事項」を会員専用サイトに公表しており、本ガイドラインと併せて適宜参照されたい。

*2：弁護士業務における生成 AI サービスの利用を念頭に置いたサービス選定に関する議論においては、利用規約等から把握されるサービスの内容が本ガイドラインに適合するかという点と、生成 AI 事業者による実際のサービスの運用が当該利用規約等に適合しているかという点とを、区別して整理する必要があることに留意されたい。

*3：<https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-365-copilot/pricing>

向けプラン」を指し、「個人向けプラン」は含まれないことに留意されたい*4。

2部会において、本ガイドライン2(1)「生成AIサービスの選定基準」に照らし、MS社の回答内容を踏まえて、本サービスを検討・整理した結果を、下表に示す。

以上のとおり、MS社から受領した回答を前提に、

2部会において、本ガイドラインの定める選定基準に沿って本サービスを整理した限りでは、同選定基準と明らかに齟齬する点は見当たらなかった。

なお、上記の整理は、あくまで本ガイドライン上の選定基準との関係を検討したものであり、当会として本サービスの利用を会員に推奨し、又はその安全性を保証するものではない。

また、本稿は、MS社による最終確認日（2026年4月22日）時点の情報に基づくものである。生成AI

生成AIサービスの選定基準	Microsoft 365 Copilotの仕様/設計	要件該当性
(要件ア) (弁護士業務における) 生成AIサービスの利用が、当該生成AIサービスの利用規約等に違反しないこと	本サービスを弁護士業務において利用することは、本サービスに適用される契約条件上、禁じられていない。	○
(要件イ) 生成AIサービスの提供者が、自身又は第三者をして、入出力情報を機械学習その他の用途に使用しない、又は機械学習その他の用途に使用しない設定が可能であること	ユーザーが入出力したデータは、ユーザーの書面での指示に従って行われる場合を除き、生成AIの基盤モデルのトレーニングに利用されることはない。*5 なお、これは標準仕様となっており、ユーザーによる個別のオプトアウト設定を要しない。	○
(要件ウ) 生成AIサービスの提供者が、正当な理由なく入出力された情報にアクセスできないこと（ただし、不適切な出力を避けるために機械的にスクリーニングが行われる場合は、この限りではない）	MS社による処理対象データ（ユーザーの入出力する機微情報を含む）への人的アクセスの可能性はあるものの、DPA（マイクロソフト製品/サービスデータ保護補遺）に基づき、最小権限の原則のもと、そのアクセスは厳格に制限されている*6。なお、本サービスの利用者はログを確認することにより、当該データへのアクセス（MS社によるものも含む）の有無を確認できる。*7*8*9	○
(要件エ) 入出力された情報について暗号化され、サーバーの脆弱性対策が講じられているなど、厳格なセキュリティ対策が実施されていること	データは転送中及び保存時に暗号化される（FIPS 140-2準拠）。また、通信・データ保存・運用管理についても、ISO/IEC 27001等の国際的な情報セキュリティ認証・評価の枠組みに基づく管理が行われている。*10	○
(要件オ) 入出力された情報が、一定の保存期間経過後に自動的に削除される、又は利用者による削除が可能であること	初期設定では、入出力された情報が一定の保存期間の経過後に自動的に削除されることはないが、管理者において保持期間を任意に設定し、期間経過後に削除する運用が可能である*11。なお、短期の保持期間設定（例：1日後に削除）も可能である。	○

生成 AI サービスの適正な業務利用に向けて —東弁ガイドラインと事業者照会を踏まえて—

サービスについては、発展が目覚ましく仕様の変更やサービスの改善が行われる可能性があることから、会員において本サービスを利用する際は、MS 社の公表情報*12等を参照し、仕様変更やサービスの内容を含めた最新情報を確認されたい。

なお、弁護士業務で生成 AI を利用するにあたっては、信頼できるサービスの選定にとどまらず、出力内容の誤り（いわゆるハルシネーション）を前提とした検証等、利用上の留意点にも配慮を要する。本ガイドライン全文は、当会の会員サイト*13に掲載されているので、併せて参照されたい。

4 おわりに

本稿では、事業者照会の回答内容を素材として、本サービスを本ガイドライン上の選定基準に照らして具体的に検討した。会員が弁護士業務における生成 AI サービスの選定を検討する際には、本稿の整理を参考にしつつ、本ガイドラインに掲げる各要件適合性を確認することが、一つの手がかりとなろう。

会員向けガイドライン参照のご案内

本ガイドライン全文は、
右記の二次元コードから
参照されたい。



*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332

- * 4：サービス名が同一又は類似していても、プランの相違により、入出力情報の取扱いや管理機能が異なる場合がある。会員が弁護士業務において生成 AI サービスを利用する際には、自らが利用しようとするプランが業務利用に適した契約条件及び管理環境を備えているかを確認することが重要である。
- * 5：ライセンスプログラムごとにリンクは分かれているが、例えば、大規模顧客向けの製品条項 (<https://www.microsoft.com/licensing/terms/ja-JP/product/ForOnlineServices/EAEAS>) 内の「トレーニングのためのコンテンツ使用」という項目には、「Microsoft Generative AI サービスは、お客様の文書化された指示に従って行う場合を除き、生成 AI 基盤モデルのトレーニングのために顧客データを使用することはありません。」と明記されている。
- * 6：なお、OneDrive や Exchange Online といった MS 社の他の商用版クラウドサービスも本サービスと同じ DPA が適用されるとのことである。
- * 7：DPA の「データアクセス」の項目によれば、MS 社の従業員による常時のアクセスは行われず、サービスの提供・維持、障害対応、セキュリティインシデントへの対応等の正当な業務上の必要がある場合に限り、役割ベースの承認及び監督の下で、限定的かつ一時的に人的アクセスが行われることがあるとのことである。なお、かかるアクセスは記録・監査等の統制の下で実施される。本文及び本脚注につき、マイクロソフト製品/サービスデータ保護補遺 (<https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Microsoft-Products-and-Services-Data-Protection-Addendum-DPA>)。
- * 8：処理対象データにバックドアを設けず、政府機関を含む第三者に直接的又は無制限のアクセスを認めないこととされている。前掲脚注 7 のマイクロソフト製品/サービスデータ保護補遺参照。
- * 9：入出力データの処理・保存先はテナントのプロビジョニング場所や管理者設定により定まる。日本でプロビジョニングされたテナントにおいては、入出力データは通常、日本リージョン内のデータセンターに保存される。もっとも、本稿執筆時点では、サービスの可用性や信頼性の確保等のため、機能や状況に応じてリージョン外で処理が行われる場合がある（なお、当会が Azure Regions List (<https://learn.microsoft.com/en-us/azure/reliability/regions-list?tabs=asia-pacific>) を確認したところ、Azure のパブリッククラウドにおけるリージョン一覧には中国本土は含まれていない。Microsoft 365 Copilot と Copilot Chat の Data Residency (<https://learn.microsoft.com/ja-jp/microsoft-365/enterprise/m365-dr-workload-copilot?view=o365-worldwide>)
- * 10：Microsoft 365 Copilot のセキュリティ (<https://learn.microsoft.com/ja-jp/copilot/microsoft-365/microsoft-365-copilot-ai-security>)
- * 11：保持期間が終了すると、データは「SubstrateHolds」フォルダーに移動され、1 日以上保持された後、次のタイマージョブ（通常 1～7 日間隔）で完全に削除されるほか、訴訟ホールド等がある場合には完全削除が中断され得るとのことである。また、削除後の復元不可能性を保証する対応はなされていない。「Copilot & AI アプリのリテンション期間について説明します」と題されたウェブページ (<https://learn.microsoft.com/ja-jp/purview/retention-policies-copilot>)
- * 12：<https://learn.microsoft.com/ja-jp/>
- * 13：<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/gyoumu/file/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E7%94%9F%E6%88%90A1%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E3%81%AE%E9%81%A9%E6%AD%A3%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>